

## 長生園 ホームヘルプサービス 《 利用料 》

特定事業所加算（Ⅱ）により基本単価に10%の加算として掲げる【(1) (2)】

(令和3年4月1日改正)

**(1) 身体介護**

1回の利用料金

(単位：円)

サービス時間	保険金額		利用料
	基本保険単価	特定事業所加算(Ⅱ)保険単価	
20分以上30分未満	2,500	2,750	275
30分以上1時間未満	3,960	4,360	436
1時間以上1時間半未満	5,790	6,370	637

※所要時間 30分増す毎

基本保険単価に830円（利用料83円）加算

**(2) 生活援助**

1回の利用料金

サービス時間	保険金額		利用料
	基本保険単価	特定事業所加算(Ⅱ)保険単価	
20分以上45分未満	1,830	2,010	201
45分以上60分未満	2,250	2,480	248

**(3) 身体介護+生活援助**

加算する額

サービス時間	保険金額	利用料
20分以上45分未満	670	67
45分以上70分未満	1,340	134
70分以上 90分未満 (201単位を限度)	2,010	201

**(4) 加算料金**

サービス内容	保険金額	利用料
緊急時訪問介護加算 (1回につき)	1,000	100
生活機能向上連携加算 I	1,000	100
II	2,000	200
初回加算 (初回の月)	2,000	200

**(5) 介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス (要支援1・2)**

1月につき

サービス内容	保険金額	利用料
週1回程度利用 (45分未満)	11,760	1,176
週2回程度利用 (45分未満)	23,490	2,349
週2回を超える程度利用 (45分未満)	37,270	3,727
初回加算(初回の月)	2,000	200

**(6) 介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス (事業対象者)**

1月につき

サービス内容	保険金額	利用料
週1回程度利用 (45分未満)	11,760	1,176
週2回程度利用 (45分未満)	23,490	2,349
週2回を超える程度利用 (45分未満)	37,270	3,727
初回加算(初回の月)	2,000	200

**(7) 令和3年9月までの上乘せ分**

令和3年9月まで新型コロナウイルスへの対応として基本単位数に0.1%を乗じた額が加算されます

**(8) 介護職員処遇改善加算 I**

加算率13.7%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

**(9) 介護職員等特定処遇改善加算 I**

加算率6.3%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

- ・利用料については、負担割合証に提示された割合による利用者負担額となります。
- ・2割負担及び3割負担の方につきましては、保険金額に20%又は30%を乗じ算定します。
- ・夜間（午後6時から午後10時）又は早朝（午前6時から午前8時）の場合は、所定の料金に25%加算となります。
- ・深夜（午後10時から午前6時）の場合は、所定料金の50%加算となります。